

# 融通等の結果報告について (令和5管理年度)

## 令和6年3月 水産庁

### 大臣管理漁獲可能量の未利用分の留保への繰り入れについて(小型魚) (令和6年2月8日漁獲可能量一部変更)

- 資源管理基本方針別紙2-1(くろまぐろ(小型魚))第6の3(1)に基づき、知事管理区分における超過リスクに対応するため、大臣管理区分のくろまぐろ(小型魚)については、漁獲可能期間終了後、それぞれの大臣管理漁獲可能量の10%を超えた数量を、国の留保に繰り入れた。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量(a)	漁獲可能期間終了時(12/31)の漁獲量	未利用分(当初の10%)	留保への繰り入れ(当初の10%を超える未利用分)(b)	変更後(1月頃)の大臣管理漁獲可能量(a-b)
大中型まき網	1,209.5	757.5	452.0 (120)	332.0	877.5 (▲332.0)
かじき等流し網等	47.2	28.7	18.5 (4.4)	14.1	33.1 (▲14.1)
かつお・まぐろ漁業	27.5	23.9	3.6 (2.5)	1.1	26.4 (▲1.1)
留保枠	100.3	-	-	-	447.5 (△347.2)

## 第6回融通（令和6年2月14日漁獲可能量一部変更）

- 令和6年1月に都道府県間の配分量の融通要望調査（第6回）を実施。

種類	都道府県	類型	配分量の融通を受けることを希望する配分量（トン）	配分量の融通に応じることが可能な配分量（トン）
小型魚	福井	交換	3.0	
	三重	交換	1.0	
	香川	交換	0.7	
	福島	譲受	4.4	
	千葉	譲受	22.2	
	東京	譲受	20.0	
	富山	譲受	22.5	
	石川	譲受	20.0	
	福井	譲受	23.5	
	京都	譲受	21.9	
	和歌山	譲受	21.8	
	山口	譲受	23.2	
	徳島	譲受	2.3	
	愛媛	譲受	12.8	
	高知	譲受	24.1	
	佐賀	譲受	12.4	
	長崎	譲受	23.0	
	鹿児島	譲受	15.0	
	計		273.8	0.0

## 第6回融通（令和6年2月14日漁獲可能量一部変更）

- 令和6年1月に都道府県間の配分量の融通要望調査（第6回）を実施。

種類	都道府県	類型	配分量の融通を受けることを要望する配分量（トン）	配分量の融通に応じることが可能な配分量（トン）
大型魚	福井	交換		3.0
	三重	交換		1.0
	香川	交換		0.7
	山形	譲受	2.9	
	千葉	譲受	23.5	
	東京	譲受	20.5	
	神奈川	譲受	22.2	
	福井	譲受	19.0	
	静岡	譲受	20.0	
	京都	譲受	22.5	
	兵庫	譲受	21.7	
	和歌山	譲受	21.8	
	山口	譲受	24.5	
	愛媛	譲受	10.0	
	高知	譲受	23.2	
	佐賀	譲受	10.0	
	長崎	譲受	19.0	
	鹿児島	譲受	7.0	
	沖縄	譲受	14.1	
		計		281.9

## 第6回融通（令和6年2月14日漁獲可能量一部変更）

- 山形県の小型魚0.7トンと福井県の大型魚0.7トンとの交換が成立。

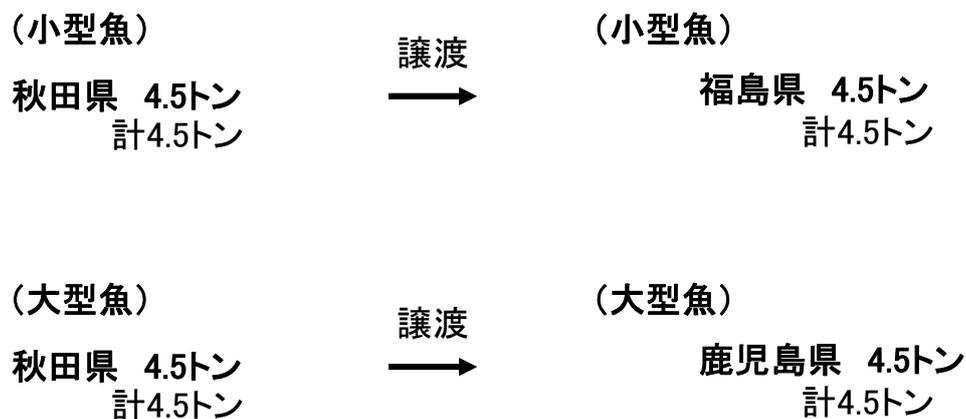
### ○融通の概要



## 都道府県間融通⑧（令和6年2月14日漁獲可能量一部変更）

- 秋田県より小型魚4.5トンを福島県へ譲渡。
- 秋田県より大型魚4.5トンを鹿児島県へ譲渡。

### ○融通の概要



## 都道府県間融通⑨（令和6年2月19日漁獲可能量一部変更）

- 鳥取県より大型魚5.0トン进行山口県へ譲渡。

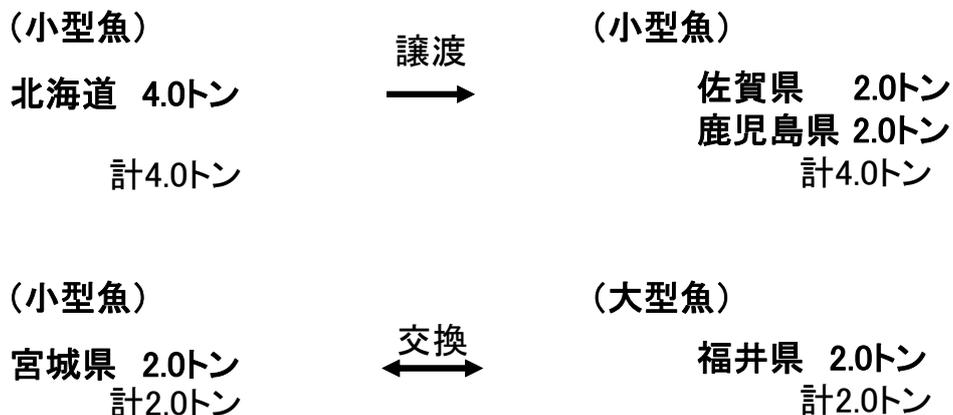
### ○融通の概要



## 都道府県間融通⑩（令和6年2月27日漁獲可能量一部変更）

- 北海道より小型魚4.0トン进行佐賀県に2.0トン、鹿児島県に2.0トン譲渡。
- 宮城県的小型魚2.0トンと福井県的大型魚2.0トンの交換が成立。

### ○融通の概要



## 第7回融通（令和6年3月7日漁獲可能量一部変更）

- 令和6年2月に都道府県間の配分量の融通要望調査（第7回）を実施。

種類	都道府県	類型	配分量の融通を受けることを希望する配分量（トン）	配分量の融通に応じることが可能な配分量（トン）
小型魚	東京	交換		3.6
	新潟	交換	1.0	
	福井	交換	1.1	
	千葉	譲受	22.2	
	東京	譲受	20.0	
	富山	譲受	22.5	
	福井	譲受	23.5	
	静岡	譲受	21.6	
	京都	譲受	21.9	
	和歌山	譲受	21.8	
	山口	譲受	23.2	
	徳島	譲受	0.5	
	愛媛	譲受	2.0	
	高知	譲受	24.1	
	佐賀	譲受	12.4	
	鹿児島	譲受	11.0	
	青森	譲渡		12.3
	計		228.8	15.9

## 第7回融通（令和6年3月7日漁獲可能量一部変更）

- 令和6年2月に都道府県間の配分量の融通要望調査（第7回）を実施。

種類	都道府県	類型	配分量の融通を受けることを要望する配分量（トン）	配分量の融通に応じることが可能な配分量（トン）
大型魚	東京	交換	3.6	
	新潟	交換		1.0
	福井	交換		1.1
	千葉	譲受	23.5	
	東京	譲受	20.5	
	神奈川	譲受	22.2	
	福井	譲受	19.0	
	静岡	譲受	20.0	
	京都	譲受	22.5	
	和歌山	譲受	21.8	
	山口	譲受	24.5	
	愛媛	譲受	1.0	
	高知	譲受	23.2	
	佐賀	譲受	10.0	
	長崎	譲受	18.0	
	鹿児島	譲受	7.0	
	青森	譲渡		32.7
	計		236.8	34.8

## 第7回融通（令和6年3月7日漁獲可能量一部変更）

- 青森県より小型魚合計12.3トン、大型魚合計32.7トン、東京都の小型魚合計2.1トンと新潟県、福井県との交換が成立。

### ○融通の概要

(小型魚)

青森県 12.3トン  
計12.3トン

譲渡  
→

(小型魚)

千葉県	1.2トン	山口県	1.3トン
東京都	1.1トン	徳島県	0.1トン
富山県	1.2トン	愛媛県	0.1トン
福井県	1.2トン	高知県	1.2トン
静岡県	1.2トン	佐賀県	0.7トン
京都府	1.2トン	鹿児島県	0.6トン
和歌山県	1.2トン		

計12.3トン

## 第7回融通（令和6年3月7日漁獲可能量一部変更）

(大型魚)

青森県 32.7トン  
計32.7トン

譲渡  
→

(大型魚)

千葉県	3.3トン	山口県	3.3トン
東京都	2.9トン	愛媛県	0.1トン
神奈川県	3.1トン	高知県	3.3トン
福井県	2.7トン	佐賀県	1.4トン
静岡県	2.8トン	長崎県	2.5トン
京都府	3.2トン	鹿児島県	1.0トン
和歌山県	3.1トン		

計32.7トン

(小型魚)

東京都 2.1トン  
計2.1トン

交換  
↔

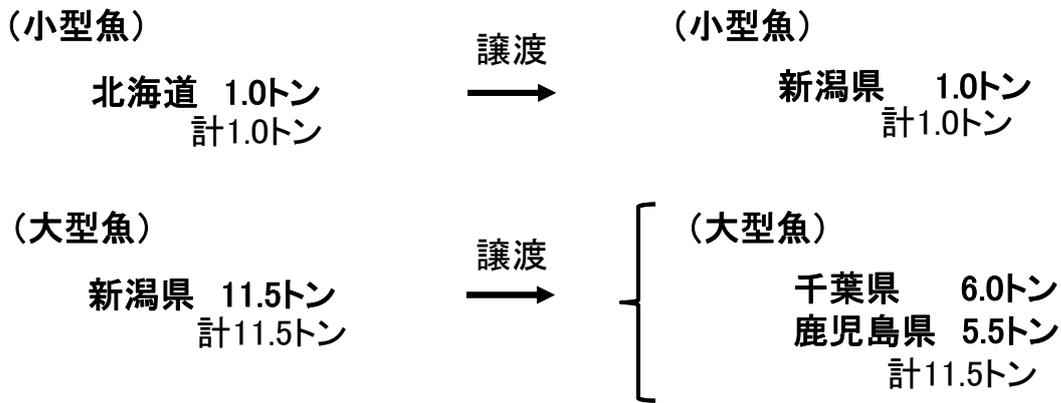
(大型魚)

新潟県	1.0トン
福井県	1.1トン
	計2.1トン

## 都道府県間融通⑪（令和6年3月7日漁獲可能量一部変更）

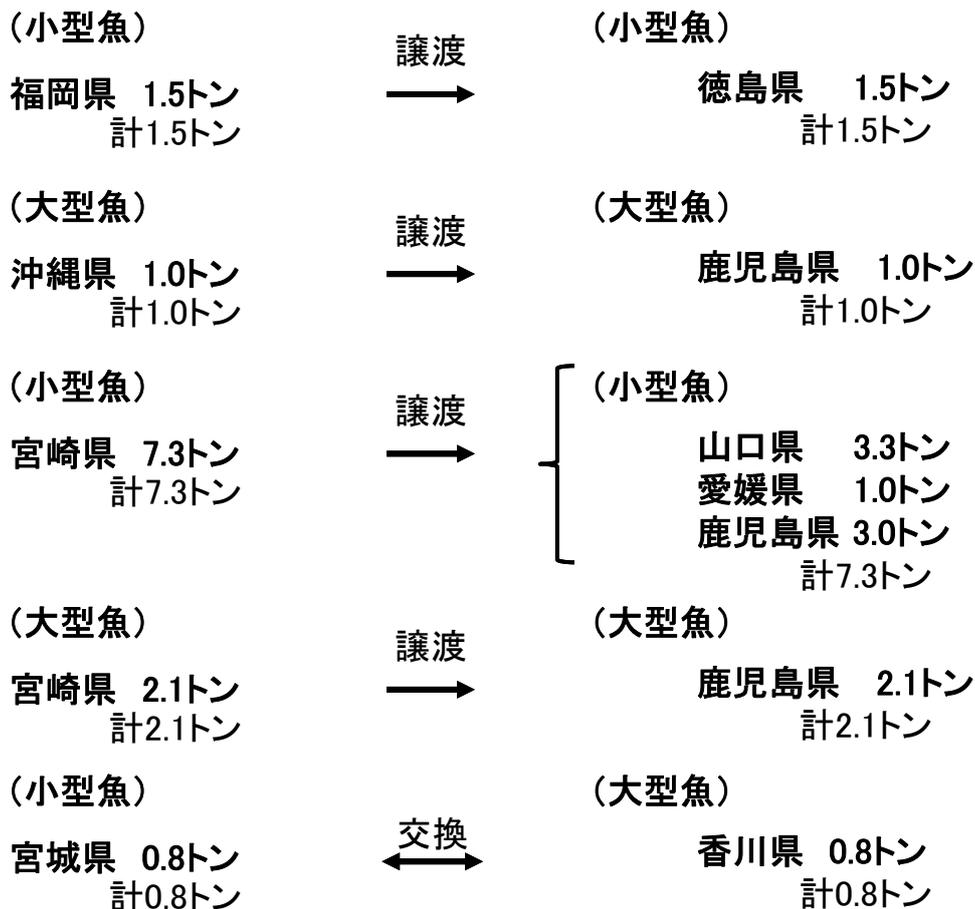
- 北海道より小型魚1.0トンを新潟県に譲渡。
- 新潟県より大型魚合計11.5トン千葉県に6.0トン、鹿児島県に5.5トン譲渡。
- 福岡県より小型魚1.5トンを徳島県に譲渡。
- 宮崎県より小型魚合計7.3トン山口県に3.3トン、愛媛県に1.0トン、鹿児島県に3.0トン譲渡。
- 宮崎県より大型魚2.1トン鹿児島県に譲渡。
- 沖縄県より大型魚1.0トン鹿児島県に譲渡。
- 宮城県の小型魚0.8トンと香川県の大型魚0.8トンの交換が成立。

### ○融通の概要



## 都道府県間融通⑪（令和6年3月7日漁獲可能量一部変更）

### ○融通の概要





令和 6 年 3 月  
水 産 庁

## 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律 の一部を改正する法律案の概要

### I 趣 旨

漁獲量等の報告義務の確実な履行を図り、水産資源の持続的な利用を確保するため、特に厳格に漁獲量の管理を行うべき水産資源について、個体の数等の報告並びに船舶等の名称等の記録の作成及び保存を義務付けるとともに、水産物の販売等の事業を行う者による情報の伝達を義務付ける事項の拡充等の措置を講ずる。

### II 法案の概要

#### 1 漁業法の一部改正

##### (1) 特別管理特定水産資源に係る T A C 報告事項の追加等

資源管理に関する国際的な枠組み等を勘案して特に厳格に漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして農林水産省令で定める水産資源（特別管理特定水産資源。省令で太平洋クロマグロの大型魚の指定を想定。）について、以下の事項を措置。

① T A C 報告（漁業者が、農林水産大臣又は都道府県知事に対して、資源管理のために行う漁獲量等の報告）の事項について、現行の漁獲量等に加え、採捕した個体の数を追加する。

【第 26 条及び第 30 条】

② T A C 報告を行う際に使っている情報（船舶等の名称、個体の重量等）の記録の作成及び保存を義務付ける。【第 26 条及び第 30 条】

③ T A C 報告義務違反等の罰則について、法定刑を引き上げるとともに、新たに法人重科を設ける。【第 192 条及び第 200 条】

④ T A C 報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、即時に停泊命令を行えるようにする。

【第 27 条及び第 34 条】

##### (2) 罰則の新設

漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令に違反した場合の罰則を新設する。【第 195 条】

##### (3) その他所要の改正を行う。

## 2 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正

### (1) 目的規定の改正

法目的について、国内において違法に採捕された水産動植物等の流通の防止に加え、水産資源の保存及び管理のための我が国の措置に違反した行為に係る水産動植物の流通の防止を追加する。 【第1条】

### (2) 特定第一種第二号水産動植物に係る伝達及び記録

水産資源の保存及び管理のための我が国の措置に違反する行為が行われるおそれ大きいと認められる水産動植物についても本法の規制の対象とすることとし、それに該当するものとして漁業法に規定する特別管理特定水産資源等（太平洋クロマグロの大型魚を想定。）を特定第一種第二号水産動植物と定義し【第2条】、その採捕者及び取扱事業者に以下を義務付ける。

- ① 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達 【第7条及び第8条】
- ② 取引記録の作成及び保存 【第9条】
- ③ 輸出時の適法漁獲等証明書 の添付 【第13条】

### (3) 指定交付機関による適法漁獲等証明書の発行

農林水産大臣が交付する適法漁獲等証明書について、農林水産大臣が指定する者にその交付事務の全部又は一部を行わせることができることとする。 【第14条～第30条】

### (4) 罰則の新設

採捕者又は取扱事業者が、情報伝達や取引記録の作成等の義務に違反した場合の罰則を新設する。 【第37条】

(5) その他所要の改正を行う。

## III 施行期日

主要な規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

## 背景

- 太平洋クロマグロは、2010年頃に資源量が歴史的最低水準となったことから、国際的に厳格な漁獲可能量（TAC）による資源管理が行われた結果、資源が回復途上にある。
- このような中で、今般、TAC報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生し、管理の強化が急務。
- このため、個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロについて、TAC報告時の個体管理や、取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設等の措置を講じる。

## 法律案の概要

### 1. 漁業法の一部改正

- (1) 資源管理に関する国際的な枠組み等を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして省令で定める水産資源（特別管理特定水産資源。省令で太平洋クロマグロの大型魚の指定を想定。）について、以下の事項を措置。
  - ① TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加する。（第26条及び第30条）
  - ② TAC報告を行う際に使っている情報（船舶等の名称、個体の重量等）の記録の保存を義務付ける。（第26条及び第30条）
  - ③ TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑を引き上げるとともに、新たに法人重科を設ける。（第192条及び第200条）
  - ④ TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、即時に停泊命令を行えるようにする。（第27条及び第34条）
- (2) 漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令に違反した場合の罰則の新設などその他の所要の改正を措置。（第195条）



### 2. 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正

- (1) 特別管理特定水産資源等（太平洋クロマグロの大型魚を想定）について、
  - ① 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達（第7条及び第8条）
  - ② 取引記録の作成・保存（第9条）
  - ③ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付（第13条）を義務付ける。
- (2) 情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能とする。
- (3) 農林水産大臣が指定する民間機関による適法漁獲等証明書の交付を可能とすること（第14条～第30条）、事業者が情報伝達、取引記録の作成等の義務に違反したときの罰則を設けること（第37条）などその他の所要の改正を措置。

<想定される情報伝達パターン>

【パターン①】伝票に必要な情報を記載



【パターン②】個体識別できる番号を魚体に表示



【パターン③】QRコード等を魚体に表示



## 施行期日

主要な規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行